

## 「青森県住生活基本計画」の次期改定について

### 1 法施行と全国計画

我が国の住宅政策は、住生活基本法(平成 18 年 6 月)が制定され、それまでの「量」の確保を主体としたものから、国民の住生活の「質」の向上を図る住宅政策への本格的な転換を図る道筋が示された。

(1)これを受け住生活基本計画(同年 9 月。法第 15 条第 1 項に基づく全国計画)が策定された。

計画期間は 10 年間(平成 18～27 年度)

(2)社会経済状況及び施策の効果に対する評価を踏まえ、概ね 5 年後に改定することとしており、平成 23 年 3 月に第一回、平成 28 年 3 月に第二回改定が行われており、令和 3 年 3 月に次期改定が予定されている。

<現行計画の基本方針>

視点	目標
「居住者」からの視点	①結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現 ②高齢者が自立して暮らすことのできる住生活の実現 ③住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
「住宅ストック」からの視点	④住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築 ⑤建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅への更新 ⑥急増する空き家の活用・除却の推進
「産業・地域」からの視点	⑦強い経済の実現に貢献する住宅関連産業の成長 ⑧住宅地の魅力の維持・向上

### 2 県計画の策定と改定経緯

(1)青森県では全国計画に即し、積雪寒冷地である本県の特徴を反映した住宅行政の指針として、「青森県住生活基本計画」(平成 19 年 3 月。法第 17 条第 1 項の基づく県計画)を策定、県民の住生活の安定の確保及び向上を目指した施策を推進してきたところである。

(2)全国計画同様、社会経済状況及び施策の効果に対する評価を踏まえ、概ね 5 年後に改定することとしており、平成 24 年 3 月に第一回、平成 29 年 3 月に第二回改定が行われた。(現行計画の計画期間:平成 28～令和 7 年度)

<現行計画の基本方針>

視点	目標
「住まい手」の視点	①子育て世帯や高齢者を地域で支え合う住環境の形成 ②公共と民間、それぞれの役割に応じた住宅セーフティネットの形成
「住環境」の視点	③良質な住宅を次世代につなげる社会の実現 ④青森の風土に根ざした安全で健康な住環境の形成
「住宅関連産業」の視点	⑤伝統と革新の合わせ技による住宅関連産業の振興
「住教育」の視点	⑥ライフスタイルに応じた住生活を実現するリビングリテラシーの醸成

### 3 計画の次期改定

県計画は前計画同様に、社会経済状況及び施策の効果に対する評価を踏まえ、概ね5年後に改定をすることとしており、令和2年度に行われる全国計画改定の内容に即したものとするため、県計画は令和3年度に改定を行う。

なお、改定後の県計画の計画期間は、現計画と同様に10年間(令和3～12年度)とする。

### 4 改定の体制

県計画の改定は、県が設置する「青森県住宅政策検討委員会」の意見等を踏まえ、策定業務をコンサルタントに委託し進めることとしている。

令和2年6月に県が「審査委員会」を設置し、プロポーザルにより業務を受託するコンサルタントの選定を行い、8月に受託者を特定した。コンサルタント委託業務は8月から計画改定のための調査分析等の作業に着手し、令和2年度に調査課題編、令和3年度に政策検討編として実施する。

### 5 スケジュール

	月	県計画の改定 (県・委員会)スケジュール	全国計画の改定 国スケジュール(想定)
令和2年度	令和2年 6月～8月 8月	審査委員会設置、提案要請～提案書提出、審査・業者特定 調査課題編委託契約締結業務開始	
	令和3年 1月		パブリックコメント 都道府県意見聴取
	2月	第1回策定委員会(組織会、分析結果・課題)	社会資本整備審議会 全国計画案付議
	3月	調査課題編とりまとめ	各省協議 閣議決定
令和3年度	4月	政策検討編委託契約締結	
	5月	第2回策定委員会(基本的な方針等の検討)	
	7月	第3回策定委員会(目標、施策等の検討)	
	10月	第4回策定委員会(計画素案の検討)	
	12月	パブリックコメント(12月下旬～1月下旬) 市町村及び青森県地域住宅協議会との協議	
	令和4年 1月	公営住宅供給目標量に係る国土交通大臣との協議 第5回策定委員会(最終報告とりまとめ)	
	3月	県計画(改訂)の策定・公表(中旬)	